

KRT	こうのしま介護老人保健施設	1/5
身体的拘束適正化のための指針		J- 1

第1 施設における身体的適正化に関する基本的考え方

介護保険指定基準の身体拘束廃止基準に定めている「サービス提供に当たっては、入居者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急他も得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受け、当施設では、利用者の人権を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」の実施に努める。

(介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為)

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないようにベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないようにベットを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを向かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

KRT	こうのしま介護老人保健施設	2/5
身体的拘束適正化のための指針		J- 1

第2 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

利指定基準省令第183条の規定に基づく身体拘束の適正化のための対策を検討するため身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

(1) 構成

- ・委員長はケア全般の責任者とする。
- ・委員は施設長、施設長代理、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員、その他委員長が必要と認める職員で構成する。

(2) 開催

- ・3ヶ月に1回（4月・7月・10月・1月）とする。
- ・委員長が必要に応じて随時開催する。

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の役割

- ①身体的拘束適正化に関する指針等の見直しをする。
- ②発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法などについて検討し、適正に行われているか確認する。
- ③発生した「身体的拘束」事例を収集し、分析をする。分析にあたっては発生原因、結果をとりまとめ事例の適正化と適正化策を検討する。
- ④報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
- ⑤適正化策を講じた後にその効果について評価する。
- ⑥身体的拘束適正化のための研修を行う。

(4) 各職種の責務及び役割

(施設長)

- ・身体拘束における諸課題等の最高責任者
- ・身体的拘束適正化委員会の統括責任者
- ・ケア現場における諸課題の総括責任者

平成30年4月1日制定	平成30年5月1日施行	身体的拘束適正化委員会
-------------	-------------	-------------

身体的拘束適正化のための指針

J- 1

(施設長代理)

- 施設長の補佐

(医師)

- 医療行為への対応
- 看護職員との連携

(看護職員)

- 医師との連携
- 施設における医療行為の範囲の整備
- 利用者の状態観察
- 記録

(介護職員)

- 拘束がもたらす弊害を正確に理解する
- 利用者の尊厳を理解する
- 利用者の疾病、障害による行動特性の理解
- 利用者個々の身体の状態を把握し基本的ケアに努める
- 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 記録

(相談員・介護支援専門員)

- 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 家族との調整
- 家族の意向に沿ったケアの確立
- 記録の整備

第3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行うこととする。

- 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- その他必要な教育・研修の実施

身体的拘束適正化のための指針

J- 1

第4 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

(緊急・やむを得ない場合の例外三原則)

利用者個々の、身体の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ①切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しい。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

本人又は他の利用者の生命又身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

身体的拘束を必要と考えられる事例発生

①カンファレンス

身体的拘束適正化委員を中心として、各関係部署が集まり、拘束により心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて確認する。

②利用者や家族に対しての説明と同意

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。（様式1）

③身体的拘束実施

④記録と再検討

様式2を用い記録をその対応及び時間・日々の心身の状況等の観察・やむを得ない理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、隨時検討する。

身体的拘束適正化のための指針

J- 1

⑤拘束の解除

③の記録と身体的拘束適正化委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は、本人、家族に報告する。

(様式 3)

第5 身体的拘束適正化に関する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、ホームページについてでもすべての方に閲覧が可能とする。また、各フロアに常設し、すべての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。